

一般社団法人歯科基礎医学会
代議員選出に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条により本会の代議員選出について必要な事項を定める。

(次期代議員候補者資格)

第2条 歯学研究を行っている教授、准教授、講師およびそれに準じる者で所定の届け出を行い、次条の代議員選挙で選出された者は次期代議員候補者資格を有する。

(次期代議員候補者の選出)

第3条 次期代議員候補者は正会員による代議員選挙で選出する。但し、立候補者が定数及び構成定数を超えない場合はこの限りではない。

2 前項の選挙権者は、定款第7条に示す代議員の任期終了の前々年度末の時点で本会に所属する正会員とする。

3 次期代議員候補者の定数は、定款第7条第2項の定数の範囲内において、代議員選挙の都度、常任理事会がこれを決定し、理事会に報告する。なお、内規に定める構成定数についても同様とする。

4 次期代議員候補者が代議員となるまでの間に不慮の事故等により代議員となることができなくなった場合でも、定款第7条第2項の定数を満たす限り、次期代議員候補者の追加選出は行わない。

5 前項の場合においては、その結果、内規に定める各分野毎の構成定数を満たさないこととなっても構わないものとする。

6 代議員選挙に関するその他の事項は別に定める選挙規程による。

(代議員)

第4条 次期代議員候補者をもって、本会の次期代議員とする。

(補則)

第5条 本規程に基づき選出された代議員（次期代議員）を、理事長は社員総会に報告する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は社員総会にて議決する。

(附則)

1. 本規程は、一般社団法人歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
2. 本規程は、令和元年10月14日に一部改正し、同日から施行する。
3. 本規程は、令和5年9月16日に一部改正し、同日から施行する。